

新型コロナウイルス感染症 北方町「第6波」感染拡大防止宣言

【期間】令和4年1月28日（金）～3月6日（日）

令和4年1月28日

北方町新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長 北方町長 戸部 哲哉

岐阜県がまん延防止等重点措置区域に指定され、北方町においても1日の新規感染者数が過去最多の15人確認されるなど感染が急拡大しています。これ以上の感染拡大を防ぐため、町独自の「第6波感染拡大防止宣言」を発出し、以下のとおり対策を強化していきます。

危機意識の醸成

- ・町ホームページ、カワセミ便などを通じた、感染対策徹底の呼びかけ

感染防止対策の徹底

○基本的な感染防止対策の継続

- ・「マスク着用」、「手指消毒」、「密回避」、「こまめに換気」、「体調不良時は行動ストップ」

○移動

- ・不要不急の県をまたぐ移動は極力回避
- ・混雑した場所、感染リスクが高い場所への外出自粛

○飲食

- ・午後8時以降、飲食店に出入りしない
- ・「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー取得店舗（第三者認証店）」を利用し、マスク会食を徹底
- ・大人数・長時間の飲食を避け、同一グループの同一テーブルでの会食は4人までとする

町有施設の利用制限

- ・町有施設は午後8時閉館とし、子ども館は終日閉館とする

ワクチン接種の推進

- ・ワクチン追加接種（3回目）の前倒し
- ・エッセンシャルワーカーに対する優先接種の実施

行政機能の維持

- ・北方町事業継続計画（BCP）の見直し